

1 住民投票条例の制定について

(1) 議会議論の確認について

2023 年第 1 定の代表質問において市民ネットワーク北海道の石川さわ子市議は、市政の重要事項である 2030 冬季五輪・パラリンピックの招致について、札幌市が招致の是非を決定する過程に主権者である市民が参画するしくみがないことは問題として、常設の住民投票条例の制定を質した。これに対して秋元市長は、「第 4 次市民自治推進会議の提言において、住民からの発意による実施という観点から住民投票の調査研究を始めるべきだが、その際には、間接民主制を採用する議会制度との関係を踏まえた慎重な対応が必要とされたところである」と答弁した。

しかし後日、第 4 次市民自治推進会議の委員からの申し出により、推進会議は議論の中で、前述の「間接民主制を採用する議会制度」に関しては触れていないことが明らかになった。当該委員からの指摘を受けた札幌市は「本答弁は誤った表現をした結果、誤解を与える内容となっていた。このことに対してお詫び申し上げます」と市のホームページ上に掲載した。しかしながら、議会制度のありようまで持ち出して答弁をしている以上、これは単純な表現の誤りといったものではなく、虚偽の答弁によって、市民及び質問者を含む議員の判断を誤った方向に誘導する札幌市の意図的な行為と考えざるを得ない。

そこで、こういう事態がなぜ起こったのか、その経緯について伺う。また、市長答弁の根拠として、第 4 次市民自治推進会議の議論及び提言の中で触れていないことを引用したことは、市民自治推進会議に対する冒とくであるとともに、市民及び議会軽視も甚だしいと考えるが改めて市長の見解を伺う。加えて、市長答弁の内容が市民自治推進会議の議論とは無関係とすれば、「間接民主制を採用する議会制度を踏まえた住民投票制の慎重な検討が必要」との認識は誰のものであるのか、あるいは市長自身の意向であるのかについても併せて伺う。

令和 5 年第 1 回定例市議会の代表質問における答弁では、第 4 次市民自治推進会議から提出を受けた「札幌市自治基本条例に基づく評価及び検討の結果について〈報告書〉」に記載された意見と国の地方制度調査会が示

す見解を混同したことによる誤りがあった。

当該答弁における常設の住民投票条例に対する札幌市としての考えに誤りはないものの、同会議の委員の方々や市民の皆様に誤解を与えたことから、本市ホームページに本件に関する経緯とともに謝罪の旨を掲載しているところである。

(2) 常設の住民投票条例の制定について

札幌市が招致を目指していた 2030 冬季五輪・パラリンピックは他都市での開催となった。仮に、札幌市が招致の是非について住民投票を行ったならば、賛成する市民、反対する市民にとって市民の意思を表明する機会となったはずである。市政の重要事項について、賛成、反対を問わず、市民がしっかり意思表示をした上で、自治体として意思決定することが住民投票の本質であると考えます。こうしたルールを予め市民と市が共有することで、賛成・反対の市民の分断を招くことなく、結果を受け入れることが出来る。今回の招致活動には、こうした市民的基盤が無く、また、市も議会もつくろうとしなかった。このように、オリパラ招致問題は、市と札幌市民にとって、札幌市の自治力が問われた問題だったと言わざるを得ない。今回学んだことを、確実に今後活かすべきである。

第 4 次札幌市市民自治推進会議は、2022 年 3 月、札幌市自治基本条例に基づく評価及び検討の結果についての「報告書」を秋元市長に手交した。その中で、条例第 22 条「市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる」の規定の改正は不要とした。しかし、「ただし、市は住民投票に関する条例について調査・研究を始めるとともに、特に市民からの発意による実施という観点も踏まえて検討を行うべきである」と指摘している。

そこで、本市は自治基本条例第 22 条に関する市民自治推進会議の指摘をどのように受け止め、住民投票制度について、その後どんな調査・研究を行ったか市民に公表するとともに、札幌市の自治力を強める観点から、常設の住民投票条例の早期制定に向けた検討を始めべきと考えるがいかがか伺う。なお、ことからの性質上、この文書質問と市長回答の全文を

札幌市のホームページのトップページに分かりやすく公開すべきと考えるがどのように取り組むのか。

札幌市としては、第4次市民自治推進会議からの報告や国の地方制度調査会の見解なども踏まえ、市民意見を的確に反映した行政運営により市民自治を推進していくため、第5次市民自治推進会議における公開の場で、市民参加の仕組みづくりについて検討を進めており、議会とも議論を重ねているところである。

また、この度の質問と回答の内容については、本件に関する経緯等に加え、本市ホームページに掲載する考えである。